

各務原市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

令和 7 年 6 月 30 日決裁

(目的)

第 1 条 本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、建設現場における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する事項を定めるものである。

(対象工事等)

第 2 条 この要領による対象となる工事は、以下の（１）から（３）全てに該当する場合とする。

（１）適用範囲

この要領の決裁日以後に入札の公告等を行う契約から適用し、受注者が現場管理費の補正を希望した場合とする。

なお、同日前に公告等を行った契約については、適用外とする。

（２）対象工事

各務原市が発注する工事のうち、土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領または水道事業実務必携のいずれかにより積算する全ての工事（単価契約を除く。）で、主たる工種が屋外作業である工事とする。

（３）対象地域

各務原市内の全ての地域とする。

(用語の定義)

第 3 条 本要領で使用する用語は以下のとおり定義する。

（１）真夏日

日最高気温が 30 度以上または暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が 30 度以上または暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の場合とする。

（２）工事期間

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片づけ期間の合計をいう。ただし、年末年始 6 日間、夏期休暇 3 日間、工場製作を含む工事で工場製作のみを実施している期間、工事全部を中止している期間は含まない。

なお、工事の始期は着工日、工事の終期は最終変更設計の作成開始日とし、受注者と監督員が協議し決定するものとする。

(3) 工事期間中の真夏日

(1) で定めた真夏日のうち、工事期間内に現場で作業を実施した日とする。

(4) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

真夏日率は小数点以下 3 位を四捨五入して、2 位止めとする。

(積算方法)

第 4 条 積算方法は、次のとおりとする。

- (1) 現場管理費の補正は、受注者から提出された計測結果や工事期間中の真夏日が分かる資料を基に、真夏日率を算定した上で熱中症対策補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{熱中症対策補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

$$\text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値} + \text{熱中症対策補正値} \}$$

- (2) 補正値及び真夏日率は、小数点以下 3 位を四捨五入して、2 位止めとする。

なお、他の現場管理費の補正値と重複する場合においては、補正値の合計は最高 2%とする。

- (3) 他の現場管理費の補正値とは、土木工事標準積算基準書の「積雪寒冷地域で施工期間が冬期となる場合」、「緊急工事の場合」、森林整備保全事業設計積算要領の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」である。

※計算例（工事期間：277 日、工事期間中の真夏日：23 日の場合）

$$\text{真夏日率} = 23 \div 277 = 0.083 \div 0.08$$

$$\text{熱中症対策補正値} = 0.08 \times 1.2 = 0.096 \div 0.10 \rightarrow \text{現場管理費率に 0.10\% を加算}$$

(気温の計測方法等)

第 5 条 気温の計測方法等は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における真夏日の計測方法、計測結果の報告方法及び熱中症対策に資する実施内容を記載するとともに、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。
- (2) 真夏日の計測方法は、岐阜地方気象台の岐阜観測所（岐阜市加納二之丸）で計測された気温、もしくは環境省が公表している岐阜市の暑さ指数（WBGT）を用い

るものとする。ただし、これにより難い場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

○暑さ指数(WBGT) <環境省 HP より>

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(実施方法)

第6条 本試行の適用は受注者の任意とし、以下のとおり実施する。

- (1) 受注者は、「第3条(4) 真夏日率」及び「第5条 気温の計測方法等」に基づき、発注者に真夏日率を報告するとともに、算出根拠となる資料(任意様式)及び熱中症対策の実施が確認できる代表写真(実施日時が写真上で確認できること)を提出することとする。
- (2) 発注者は、(1)により受注者から提出された資料を確認し、妥当と認められた場合「第4条 積算方法」に基づき設計変更を行う。

(入札説明資料及び特記仕様書等への記載について)

第7条 発注時に本試行対象工事である旨を特記仕様書等に明示するものとする。

≪入札説明書記載例≫

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事である。

≪特記仕様書記載例≫

第〇〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1 本工事は、工事期間中（準備、後片づけ期間を含む）における真夏日の日数を基に、設計変更時に現場管理費を補正する試行対象工事である。

2 用語の定義

ア 真夏日

日最高気温が 30 度以上または暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。

イ 工事期間

準備、後片づけ期間を含めた工事期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事中止期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間の真夏日} \div \text{工事期間}$$

3 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法、計測結果の報告方法及び熱中症対策に資する実施内容を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出する。

4 真夏日の計測方法は、岐阜地方気象台の岐阜観測所（岐阜市加納二之丸）で計測された気温、もしくは環境省が公表している岐阜市の暑さ指数（WBGT）を用いるものとする。ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する 1 地点で気象庁の観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

5 受注者は、監督員へ計測結果等の資料を提出するものとする。

6 発注者は、受注者から提出された計測結果等の資料を基に工事期間中の日最高気温から真夏日率を算定した上で熱中症対策補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{熱中症対策補正值（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※補正係数：1. 2}$$

（その他）

第 8 条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、決裁日から施行し、決裁日以降に公告等を行った工事について適用する。